



申請はお済みですか？

うるま市新生児臨時特別定額給付金

新生児を対象に 10万円給付します。



新型コロナウイルス感染症の長期化が見込まれる中、新生児の誕生を迎えた子育て世代に対し、迅速な経済的支援および切れ目のない子育て支援を目的として、うるま市新生児臨時特別定額給付金事業を実施します。

対象児

令和2年4月28日～
令和3年3月31日までに出生した子

申請者
受給権者

対象児を養育し同居している父母等で、申請日において本市に住民登録のある方。

※令和3年4月1日以降に申請する場合は、給付対象児、申請・受給権者ともに令和3年3月31日時点で本市に住民登録がなければいけません。

給付金額 給付対象児童 1人につき10万円

申請期限 令和3年4月30日まで
(当日消印有効)

申請方法 下記書類をこども未来課へ郵送又は窓口にて提出

- ①うるま市新生児臨時特別定額給付金申請書
- ②申請者の本人確認書類の写し (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の写し)
- ③申請者の振込先口座番号の確認できるものの写し (通帳又はキャッシュカード等の写し)
- ④給付対象児の母子健康手帳の写し (出生届済証明があるページ)
- ⑤給付金の受給に係る同意書 (申請者本人が署名したもの)

上記の申請期限を過ぎますと、申請を受け付けられませんので、お早めにご申請ください。

書類の配布

令和2年11月15日時点で、住民登録されている申請・受給権者には申請書を送付しています。
令和2年11月16日以降に、住民登録された申請・受給権者には、
こども未来課窓口にて配布します。

お問合せ先：こども未来課 ☎989-5313

詳しくは
こちら ▶



ひとり親世帯臨時特別給付金の 申請はお済みですか？

給付対象の方で、まだ給付金の申請をされていない方はいませんか？

本給付金については、令和3年2月28日(日)が申請期限となっております。児童扶養手当を受給していないひとり親世帯や年金を受給している養育者世帯等についても受給できる場合があります。詳細については、市公式ホームページをご確認いただくか、児童家庭課までお問合せください。

お問合せ先：児童家庭課 母子父子係 ☎973-4983